



議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話：0467(23)3000 内線 2448 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#)

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成26年12月定例会（12月3日～24日）

鎌倉市議会基本条例を可決、平成27年1月1日施行

●定例会の概要

- ・今定例会では、17名の議員が一般質問を行いました。
- ・当初、会期を12月19日までとしましたが、一般質問及び総務常任委員会の審査に時間を要したため、会期を12月24日まで延長しました。
- ・市長提出議案として、専決処分1件を承認、条例関係議案9件、補正予算議案6件、その他議案4件を可決、人権擁護委員（新任及び再任）の人事議案1件に同意しました。
- ・議員提出議案として、「鎌倉市議会基本条例の制定について」ほか条例関係議案1件及び「手話言語法の制定を求める意見書の提出について」を可決し、陳情6件を採択しました。

●定例会の主な動き

本会議（12/3～11）	……………一般質問、議案上程、採決	（1～4面）
各常任委員会等（12/12～22）	……………議案・陳情審査等	（3・4面）
本会議（12/19、24）	……………委員長報告、議案上程、採決	（3・4面）

鎌倉市議会基本条例を制定しました

～鎌倉市議会ってどんなところ？ Vol.11～

なぜ議会基本条例が必要なの？

市民福祉の向上を図るため、議員が自由で活発な透明性の高い議論を進めて、より開かれた議会を目指すことが求められています。このため、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることを目的として、議会運営に必要な基本事項を定めた議会基本条例を制定しました。議会における最高規範となります。

議会基本条例が制定されるまでの経過

※カッコ内の数字は、会議の開催回数。

平成18年 6月
～20年 5月

議会基本条例の制定を視野に入れ、今後検討を進めていくことを確認
自治基本問題調査特別委員会（29回）

平成21年10月
～24年 7月

条例制定に向け、具体的な検討を開始
条例の骨子を作成
議会運営委員会（44回）

平成24年 9月
～25年 2月

条例の素案(案)を作成
議会基本条例の策定に関する調査特別委員会（9回）

平成25年10月
～26年12月

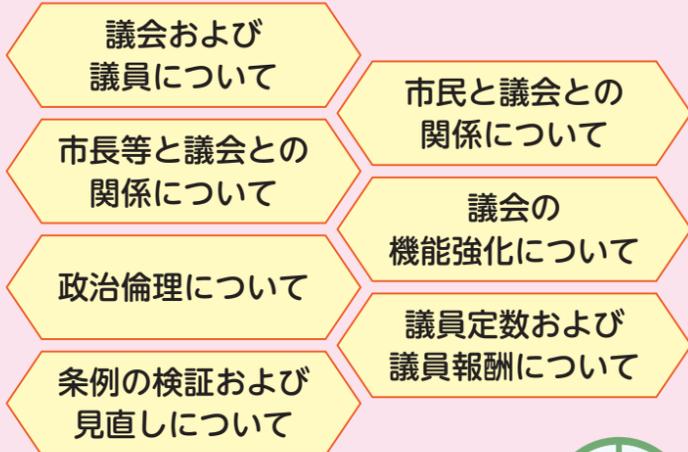
パブリックコメントを実施
26年12月定例会に条例案を提出、可決、公布
議会基本条例の制定に関する調査特別委員会（16回）

平成27年 1月1日 **鎌倉市議会基本条例 施行**



議会基本条例の主な内容

基本条例の全文は、市議会ホームページ等でご覧いただけます。



議会基本条例で何が変わるの？

議会基本条例で新たに明記された主な内容

議会報告会

議会情報の公開と市民参画のため、毎年、議会報告会を開催することとなります。平成26年には、市内2カ所で議会報告会&意見聴取会を試行実施しました。

開催の際には、議会だより等でお知らせします。

反問権

今まで行政側は原則として議員からの質問に対し、答弁するに限られていました。今回、質問の内容や議員の考え方を問うために、行政側から議員へ質問（反問）することができることと規定されました。質問の質が高まり、より活発で政策的な議論が深まることが期待されます。

自由討議

これまで各委員会の審査においては、議案に対する質疑が中心であり、議員と行政側とのやりとりが主でしたが、今後、議員同士で自由に議論できる場を設けることができるようになります。積極的に議論を行い合意形成に努め結論を出す環境となることが期待されます。

さらに開かれた議会をめざして

